

KPI・「見える化」項目一覧

社会保障

重要課題：医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群：入院・外来医療

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数	都道府県の公表をもって地域医療構想策定として、測定	医療提供体制の適正化に向けた都道府県の取組の進捗状況を評価	—	47都道府県(2016年度)	2回	2016年・2017年5月頃	2015年・2016年度末時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県に照会

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 入院・外来医療

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率	高度急性期、急性期、回復期機能については、病床機能報告による病床数に基づき進捗率を算出 (①地域医療構想策定年度の病床機能報告制度の病床数－②当該年度の病床機能報告制度の病床数)／(①地域医療構想策定年度の病床機能報告制度の病床数－③地域医療構想の2025年における必要病床数)(%) 慢性期機能については、入院受療率の地域差の解消及び在宅医療等での対応の進捗を把握する観点から本年夏頃までに明確化	医療適正化に向けた都道府県の提供体制の取組の効果等を評価	—	2020年度時点での十分な進捗率を実現	毎年度	3月頃 ※初期値の把握は、2015年度に地域医療構想を策定した都道府県について、2018年3月頃	前年7月時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が病床機能報告等により算出
外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数	医療費適正化基本方針に掲げられた「外来医療費の適正化に対する取組」を、医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数	外来医療費の適正化に向けた都道府県の取組の進捗状況の評価	—	47都道府県(2017年度)	毎年度	4月頃	前年度末時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県から提出された医療費適正化計画より集計
2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒して行った都道府県の数	2016年度末時点で医療費適正化計画を策定している都道府県の数	入院・外来医療費の適正化に向けた都道府県の取組の進捗状況の評価	—	おおむね半数(2016年度末)	1回	2017年度初	2016年度末時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県から提出された医療費適正化計画より集計

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 入院・外来医療

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標(後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者)	「後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者」の具体的な定義については、日本健康会議のものと保険者における後発医薬品推進WGにおいて、本年4月目途に明確化	外来医療費の適正化に向けた都道府県の取組の進捗状況を評価	—	100%	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が全保険者を対象に、取組の実施の有無を確認する調査を実施
外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標(重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者)	「重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者」の具体的な定義については、本年6月頃に明確化	外来医療費の適正化に向けた都道府県の取組の進捗状況を評価	—	100%	毎年度	夏頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が全保険者を対象に、取組の実施の有無を確認する調査を実施
医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況	各都道府県の毎年度の医療費及び医療費適正化計画に定める適正化指標の進捗状況	入院・外来医療費の適正化に向けた都道府県、保険者等の取組の効果等を評価	—	2020年度時点での十分な進捗を実現	毎年度	1月頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県に照会
年齢調整後の一人当たり医療費の地域差	医療費の地域差等の定義については、本年夏頃の医療費適正化基本方針の一部改正の内容も踏まえて明確化	入院・外来医療費の適正化(地域差の是正)に向けた都道府県、保険者等の取組の効果等を評価	—	半減を目指して年々縮小	毎年度	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化	厚生労働省	厚生労働省が算出

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 入院・外来医療

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差	医療費の地域差等の定義については、本年夏頃の医療費適正化基本方針の一部改正の内容も踏まえて明確化	入院・外来医療費の適正化(地域差の是正)に向けた都道府県、保険者等の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化	厚生労働省	厚生労働省が算出
主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差	主要疾病等の定義については、本年夏頃の医療費適正化基本方針の一部改正の内容も踏まえて明確化	入院・外来医療費の適正化(地域差の是正)に向けた都道府県、保険者等の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化	厚生労働省	NDB分析により、厚生労働省が算出
かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況	「地域包括診療料」「地域包括診療加算」の施設基準の地方厚生局への届出数	外来医療の適正化に向けた医療機関の取組の進捗状況の評価	地域包括診療料届出施設数: 93施設 地域包括診療加算届出施設数: 4,713施設 (いずれも2015年7月)	増加	毎年度	11~12月頃	7月時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が地方厚生局への届出数を集計
大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合	500床以上の病院の受診者数に占める紹介状なしで受診した者の割合	外来医療の適正化に係る国民行動の変容に向けた国等の取組の効果等を評価	約7割(2011年)	500床以上の病院で60%以下	3年に1度	12月頃(次回は2018年12月)	前年10月の数値を把握	厚生労働省	患者調査(厚生労働省)

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 入院・外来医療

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
患者が1年間に受診した医療機関数	医療保険制度別に、受診(歯科を含む)した医療機関数ごとの受診者を、加入者数(3月末時点)で除すことにより、その分布を「見える化」	外来医療の適正化に係る国民行動の変容に向けた国等の取組の効果等を評価	【協会(一般)】 0件: 52.5% 1件: 32.3% 2件: 11.3% 3件: 3.0% 4件: 0.7% 5件以上: 0.2% 【組合健保】 0件: 52.6% 1件: 32.0% 2件: 11.4% 3件: 3.1% 4件: 0.7% 5件以上: 0.2% 【国民健康保険】 0件: 43.4% 1件: 35.1% 2件: 14.9% 3件: 4.8% 4件: 1.3% 5件以上: 0.4% 【後期高齢者医療】 0件: 13.2% 1件: 42.1% 2件: 27.3% 3件: 11.8% 4件: 4.0% 5件以上: 1.6% (2014年)	見える化	毎年度	6~8月頃	前年3月の数値を把握	厚生労働省	医療給付実態調査(厚生労働省)

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 入院・外来医療

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等(7対1入院基本料を算定する病床数、患者数)	7対1入院基本料の施設基準の届出数(7月1日時点)、延べ算定回数(月間)	入院医療の適正化に向けた国等の取組の効果等を評価	(病床数) 369,700床 (2015年10月) (延べ算定回数) 1,837,162回 (2014年)	縮小	毎年度	(病床数) 7月1日 (延べ算定回数) 6月	(病床数) 前年7月1日時点の数値を把握 (延べ算定回数) 前年6月分の数値を把握	厚生労働省	(病床数) 厚生労働省が地方厚生局への届出数を集計 (延べ算定回数) 社会医療診療行為別調査(厚生労働省)

社会保障

重要課題：医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群：薬剤・調剤

KPI	KPIの定義、測定の方法	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
後発医薬品の品質確認検査の実施	後発医薬品の品質確認に必要な溶出試験等の検査の年間実施件数 ※「溶出試験等」：後発医薬品が先発医薬品と同等に作用することを確認するための試験	後発医薬品の信頼性向上に向けた国の取組の進捗状況の評価	年間400品目程度(2015年度)	年間約900品目(2016年度) ※2016年度予算における想定品目数	毎年度	7月頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働者が各都道府県からの報告に基づき集計
後発医薬品の使用割合	後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア	後発医薬品の使用促進に係る国民の行動変容に向けた保険者等の取組の効果等々を評価	・約56.2% (2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査)速報値)) ・59.2% (2015年9月最近の調剤医療費(電算処理分)の動向))	・70%以上 (2017年央) ・80%以上 (2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期)	・医薬品価格調査：2年に1回程度 ・最近の調剤医療費の動向：毎月	・医薬品価格調査：12月頃 ・最近の調剤医療費の動向：毎月	・医薬品価格調査：調査を実施する年の1ヶ月分の数値を把握 ・最近の調剤医療費の動向：4～5ヶ月前の数値を把握	厚生労働省	・医薬品価格調査(薬価本調査)(厚生労働省) ・最近の調剤医療費(電算処理分)の動向(厚生労働省) ※保険薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない)
医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率	内用薬、注射薬、外用薬、特定生物由来製品、生物由来製品のそれぞれについて、販売包装単位・元梱包装単位別に商品コード、有効期限、製造番号又は製造記号、元梱包装単位における数量のバーコード表示率を算出	医薬品の流通改善に向けた医薬品関係者等の取組の進捗状況の評価	100%～1%(薬の種類、表示単位により異なる) (2014年9月末時点)	100% ※左記の全分類において100%を目標数値とする	毎年度	3～4月頃	前年9月末時点の数値を把握	厚生労働省	医療用医薬品における情報化進捗状況調査(厚生労働省)

社会保障

重要課題：医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群：薬剤・調剤

KPI	KPIの定義、測定の方法	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア	200床以上の病院における、(単品単価取引が行われた医薬品の販売額) / (医薬品の販売総額) (%) ※「単品単価取引」:卸売業者と医療機関・薬局の間で複数の品目が組み合わされている取引において、個々の単価で交渉し、単価を設定する取引	医薬品の流通改善に向けた医薬品関係者等の取組の効果等を評価	57.7% (2015年度上期)	60%以上	年2回	5月、11月頃	それぞれ3月、9月時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が大手5卸売業者に照会して把握
調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア	20店舗以上の調剤薬局チェーンにおける(単品単価取引が行われた医薬品の販売額) / (医薬品の販売総額) (%) ※「単品単価取引」:卸売業者と医療機関・薬局の間で複数の品目が組み合わされている取引において、個々の単価で交渉し、単価を設定する取引	医薬品の流通改善に向けた医薬品関係者等の取組の効果等を評価	62.1% (2015年度上期)	65%以上	年2回	5月、11月頃	それぞれ3月、9月時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が大手5卸売業者に照会して把握
妥結率	病院(総計)、チェーン薬局(20店舗以上)、その他の薬局、保険薬局計別の(価格が妥結した医薬品の販売額) / (医薬品の販売総額) (%)	医薬品の流通改善に向けた医薬品関係者等の取組の効果等を評価	病院(総計): 94.3% チェーン薬局(20店舗以上): 97.0% その他の薬局: 99.0% 保険薬局計: 98.4% (いずれも2015年9月)	見える化	年4回	5月、8月、11月、2月頃	それぞれ3月、6月、9月、前年12月時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が日本医薬品卸売業連合会加盟会社50社に照会して把握

社会保障

重要課題：医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群：薬剤・調剤

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況	「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数	かかりつけ薬局等の実現に向けた薬局等の取組の進捗状況を評価	—	増加	毎年度	検討中	検討中	厚生労働省	厚生労働省が算出
	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定件数		—	増加	毎年度	6月頃	前年分を把握		社会医療診療行為別調査(厚生労働省)
	重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬(重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり)の算定件数		重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり 71,502件 (2012-2014年の平均)	2014年までの直近3年の平均件数の2倍(※)以上 143,003件	毎年度	6月頃	前年分を把握		社会医療診療行為別調査(厚生労働省)
	各都道府県の、一人の患者が同一期間に2つ以上の医療機関から同じ薬効の処方を受けている件数		—	見える化	毎年度	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化		NDB分析により、厚生労働省が算出
	調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数		14,618件 (2015年2月時点) ※介護予防居宅療養管理指導費算定件数を除く	増加	毎年度	調剤報酬：8月下旬以降 介護報酬：介護保険事業状況報告年報公表時(公表時期は未定)	前年分を把握		調剤医療費の動向調査(厚生労働省) 介護保険総合DBの分析により厚生労働省が算出
後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア	・約56.2% (2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査)速報値)) ・59.2% (2015年9月最近の調剤医療費(電算処理分)の動向))	・70%以上 (2017年央) ・80%以上 (2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期)	・医薬品価格調査：2年に1回程度 ・最近の調剤医療費の動向：毎月	・医薬品価格調査：12月頃 ・最近の調剤医療費の動向：毎月	・医薬品価格調査：調査を実施する歳の1ヶ月分の数値を把握 ・最近の調剤医療費の動向：4～5か月前の数値を把握	・医薬品価格調査(薬価本調査)(厚生労働省) ・最近の調剤医療費(電算処理分)の動向(厚生労働省) ※保険薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない)			

社会保障

重要課題：医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群：薬剤・調剤

KPI	KPIの定義、測定のお考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
重複投薬・相互作用防止の取組件数	重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬(重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり)の算定件数	かかりつけ薬局等の実現に向けた薬局等の取組の進捗状況の評価	重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり: 71,502件 (2012-2014年の平均)	2014年までの直近3年の平均件数の2倍(※)以上 ※143,003件	毎年度	6月頃	前年分を把握	厚生労働省	社会医療診療行為別調査(厚生労働省)
重複投薬の件数等	各都道府県の、一人の患者が同一期間に2つ以上の医療機関から同じ薬効の処方を受けている件数	かかりつけ薬局等の実現に向けた薬局等の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化	本年夏頃の医療費適正化基本方針に向けた分析の内容も踏まえて明確化	厚生労働省	NDB分析により、厚生労働省が算出

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 介護

KPI	KPIの定義、測定の方法	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における各サービスの見込み量の合計に対する各年度のサービス受給者数の割合	地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村等の取組の進捗状況を評価	—	100% (2017年度末)	毎年度	介護保険事業状況報告月報公表時(公表時期は未定) ※初期値の把握は2016年度	前年度3月時点の数値を把握	厚生労働省	介護保険事業状況報告(厚生労働省)
在宅医療を行う医療機関の数	「在宅療養支援病院」「在宅療養支援診療所」の施設基準の地方厚生局への届出数	地域包括ケアシステムの構築に向けた医療機関等の取組の進捗状況を評価	在宅療養支援病院:1,074機関 在宅療養支援診療所:14,562機関 (いずれも2015年7月)	増加	毎年度	11~12月頃	7月時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が地方厚生局への届出数を集計
介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者	各年度における介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者の全保険者に占める割合	地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村等の取組の進捗状況を評価	6% (2015年11月末時点)	100% (2017年4月)	1回	2016年9月頃	7月時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県を通じて各保険者(市町村)の条例等に基づく実施状況を照会

社会保障

重要課題:医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群:介護

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者	各年度における ・在宅医療・介護連携推進事業 ・認知症総合支援事業(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業) ・生活支援体制整備事業の実施保険者の全保険者に占める割合	地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村等の取組の進捗状況を評価	在宅医療・介護連携推進事業:49.6% 認知症総合支援事業:(認知症初期集中支援事業)14.9%、(認知症地域支援・ケア向上事業)41.3% 生活支援体制整備事業:39.2% (いずれも2015年11月末時点)	100% (2018年4月)	毎年度	9月頃	7月時点の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県を通じて各保険者(市町村)の条例等に基づく実施状況を照会
在宅サービス利用者割合	各年度のサービス受給者数の合計に対する各年度の在宅サービス(※)の受給者数の割合 ※「在宅サービス」:施設介護サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)または地域密着型介護老人福祉施設入所者介護以外のサービス	地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村等の取組の進捗状況を評価	—	見える化	毎年度	介護保険事業状況報告月報公表時(公表時期は未定) ※初期値の把握は2016年度	前年度3月時点の数値を把握	厚生労働省	介護保険事業状況報告(厚生労働省)
地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者	地域差の分析及び給付費の適正化等の方策を策定(※)する保険者の全保険者に占める割合 ※具体的な判断基準については、次期計画期間(2018年度～)に向けた介護保険事業計画等に係る検討状況を踏まえ検討	介護費の適正化に向けた保険者(市町村)の取組の進捗状況を評価	—	100% (2018年4月)	3年に1回	2018年4月頃	2017年度末の状況を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県を通じて各保険者(市町村)の状況を照会

社会保障

重要課題:医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群:介護

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
年齢調整後の要介護度別認定率の地域差	要介護度別認定率について年齢調整を行った上で都道府県・市町村間比較 地域差の具体的な定義については、医療の地域差の検討状況を踏まえた検討が必要であることから、更なる地域差分析を行い、本年夏頃を目途に明確化	要介護認定率の地域差の縮小に向けた保険者等の取組の効果等を評価	—	縮小	毎年度	介護保険事業状況報告年報公表時(公表時期は未定)	前年度の数値を把握	厚生労働省	介護保険総合DBの分析により厚生労働省が算出
年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)	一人当たり介護費(施設、居住系、在宅、合計)について年齢調整を行った上で都道府県・市町村間比較 地域差の具体的な定義については、医療の地域差の検討状況を踏まえた検討が必要であることから、更なる地域差分析を行い、本年夏頃を目途に明確化	介護費の地域差の縮小に向けた都道府県、保険者等の取組の効果等を評価	—	縮小	毎年度	介護保険事業状況報告年報公表時(公表時期は未定)	前年度の数値を把握	厚生労働省	介護保険総合DBの分析により厚生労働省が算出
地域医療介護総合基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率	(都道府県数) 基金による介護人材の資質の向上に関する事業を実施する都道府県の数 (研修受講人数等) 都道府県の定める研修受講人数等に関する目標に対する実績値の割合(全国値)	介護人材の資質向上に向けた都道府県等の取組の進捗状況の評価	—	(都道府県数) 47都道府県 (研修受講人数等) 100%	毎年度	(都道府県数) 7月頃 ※初期値の把握は2016年 (研修受講人数等) 7月頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県に照会

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 国民の行動変容

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体(国民健康保険保険者等)の数	「一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体(国民健康保険保険者等)」の具体的な定義については、日本健康会議のものと個人への予防インセンティブ検討WGにおいて、本年4月目途に明確化	予防・健康づくりに係る国民の行動変容に向けた自治体の取組の進捗状況を評価	—	800市町村	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が全保険者を対象に、取組の実施の有無を確認する調査を実施
予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者の数	「予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者」の具体的な定義については、日本健康会議のものと個人への予防インセンティブ検討WGにおいて、本年4月目途に明確化	予防・健康づくりに係る国民の行動変容に向けた保険者の取組の進捗状況を評価	—	600保険者	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が全保険者を対象に、取組の実施の有無を確認する調査を実施
加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術(ICT)等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者	「加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術(ICT)等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者」の具体的な定義については、日本健康会議のものと個人への予防インセンティブ検討WGにおいて、本年4月目途に明確化	予防・健康づくりに係る国民の行動変容に向けた保険者の取組の進捗状況を評価	—	100%	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が全保険者を対象に、取組の実施の有無を確認する調査を実施

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 国民の行動変容

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数、広域連合の数	「かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体」の具体的な定義については、日本健康会議のものと重症化予防(国保・後期広域)WGにおいて、本年4月目途に明確化	重症化予防に係る国民の行動変容に向けた自治体・保険者の取組の進捗状況を評価	—	800市町村 24広域連合	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が全保険者を対象に、取組の実施の有無を確認する調査を実施
地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数	「地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会」の具体的な定義については、保険者協議会中央連絡会において、本年5月に明確化	疾病予防に係る国民の行動変容に向けた保険者協議会の取組の進捗状況を評価	—	47都道府県の協議会	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が全保険者協議会を対象に、取組の実施の有無を確認する調査を実施
後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者	「後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者」の具体的な定義については、日本健康会議のものと保険者における後発医薬品推進WGにおいて、本年4月目途に明確化	後発医薬品の使用に係る国民の行動変容に向けた保険者の取組の進捗状況を評価	—	100%	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が全保険者を対象に、取組の実施の有無を確認する調査を実施
健康寿命	健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)	疾病予防等に係る国民の行動変容に向けた保険者等の取組の効果等を評価	男性71.19歳 女性74.21歳 (2013年)	男性 71.42歳 女性 74.62歳 (2020年) ※1歳以上延伸 (2010年比)	3年に1回	7月頃	前々年の数値を把握(次回は2016年の数値を2018年3月頃公表)	厚生労働省	国民生活基礎調査(大規模調査)

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 国民の行動変容

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
生活習慣病の患者及びリスク者		生活習慣病予防に係る国民の行動変容に向けた保険者等の取組の効果等を評価						厚生労働省	
【①2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人】	①国民健康・栄養調査により把握される各年度の糖尿病有病者の人数		①950万人(2012年) ※過去の性・年齢階級別糖尿病有病率の傾向が続くとした場合、2022年度時点で1410万人	①糖尿病有病者の増加の抑制1000万人(2022年度まで)	①概ね4年毎	①冬頃	①前年度の数値を把握		①国民健康・栄養調査(拡大調査)(厚生労働省)
【②2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】	②「特定健診・特定保健指導の実施状況」により把握される当該年度のメタボリックシンドロームの予備群及び該当者数の2008年度に対する減少率		②3.47%減(2013年度) ※特定保健指導の対象者数における減少率は、16.0%(2013年度)	②メタボ人口2008年度比25%減(2020年まで)	②毎年度	②夏頃	②前々年度の数値を把握		②特定健診・特定保健指導の実施状況(厚生労働省)
【③2022年度までに高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)男性134mmHg、女性129mmHg】	③国民健康・栄養調査により把握される各年度の収縮期血圧の男女別平均値		③男性138mmHg、女性133mmHg(2010年)	③高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)男性134mmHg、女性129mmHg(2022年度まで)	③毎年度	③冬頃	③前年度の数値を把握		③国民健康・栄養調査(厚生労働省)

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 国民の行動変容

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
健診受診率(特定健診等)	①各年度における特定健診対象者に占める当該年度における特定健診受診者の割合	健診受診率向上に係る国民の行動変容に向けた保険者等の取組の効果等を評価	①47.6%(2013年度)	①特定健診受診率70%以上(2017年度)	①毎年度	①夏頃	①前々年度の数値を把握	厚生労働省	①特定健診・特定保健指導の実施状況(厚生労働省)
	②各年度における40～74歳人口に占める当該年度に健診(特定健診を含む)を受診した者の割合		②66.2%(2013年度)	②健診受診率(40～74歳)を80%以上(特定健診を含む)(2020年まで)	②3年に1回	②7月頃	②前年の数値を把握(今回は2016年の数値を2017年7月頃公表)		②国民生活基礎調査(大規模調査)(厚生労働省)
後発医薬品の使用割合	後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア	後発医薬品の使用促進に係る国民の行動変容に向けた保険者等の取組の効果等を評価	・約56.2%(2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査)速報値)) ・59.2%(2015年9月最近の調剤医療費(電算処理分)の動向))	・70%以上(2017年央) ・80%以上(2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期)	・医薬品価格調査:2年に1回程度 ・最近の調剤医療費の動向:毎月	・医薬品価格調査:12月頃 ・最近の調剤医療費の動向:毎月	・医薬品価格調査:調査する年の1ヶ月分の数値を把握 ・最近の調剤医療費の動向:4～5ヶ月前の数値を把握	厚生労働省	・医薬品価格調査(薬価本調査)(厚生労働省) ・最近の調剤医療費(電算処理分)の動向(厚生労働省) ※保険薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない)
低栄養の防止の推進など高齢者のフレイル対策に資する事業を行う後期高齢者医療広域連合数	「フレイル対策に資する事業を行う後期高齢者医療広域連合」の定義については、厚生労働省において本年4月目途に明確化	フレイル対策に係る保険者の取組の進捗状況を評価	—	47広域連合	毎年度	7月頃	前年度の実施状況を把握	厚生労働省	厚生労働省が各広域連合に照会

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 国民の行動変容

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
がん検診の受診勧奨等の取組について評価・改善等を行う市区町村	がん対策推進基本計画に基づくがん検診の受診勧奨等の取組に関する精度管理・事業評価を実施する市区町村の割合	がん検診に係る国民の行動変容に向けた市区町村の取組の進捗状況の評価	—	100% (2016年度) ※がん対策推進基本計画で2016年度までにすべての市区町村が精度管理・事業評価を実施することを目標としている。 ※2017年度以降は次期がん対策推進基本計画で策定する目標値	毎年度	夏頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県を通じて各市区町村の実施状況を把握
がん検診受診率	当該年の40歳から69歳までの者(子宮頸がん検診は20歳から69歳までの者)に占めるがん検診受診者の割合を検診種類別(※)・男女別に算出 ※胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん	がん検診に係る国民の行動変容に向けた市区町村等の取組の効果等の評価	胃がん: 男性45.8% 女性33.8% 肺がん: 男性47.5% 女性37.4% 大腸がん: 男性41.4% 女性34.5% 子宮頸がん: 女性42.1% 乳がん: 女性43.4% (いずれも2013年)	がん検診受診率50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%) (いずれも2016年度まで) ※2017年度以降は次期がん対策推進基本計画で策定する目標値	3年に1回	7月頃	前年の数値を把握(次回は2016年の数値を2017年7月頃公表)	厚生労働省	国民生活基礎調査(大規模調査)(厚生労働省)

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 国民の行動変容

KPI	KPIの定義、測定の方法	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
がんによる死亡者	がんの年齢調整死亡率(75歳未満)	がん対策に係る国民の行動変容に向けた国、地方公共団体等の取組の効果等を評価	79.0(2014年)	がんの年齢調整死亡率を2016年度までの10年間で20%減少 注)2005年の92.4(人口10万対)から10年間で73.9まで減少させる ※2017年度以降は次期がん対策推進基本計画で策定する目標値	毎年度	9月頃	前年の数値を把握	厚生労働省	国立がん研究センターが「人口動態調査」(厚生労働省)に基づき集計
好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数	「好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者」の具体的な定義については、厚生労働省において、本年4月目途に明確化	加入者の健康維持等に向けた保険者の取組の進捗状況を評価	—	全保険者(2017年度)	毎年度	10~12月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各保険者に照会
データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者	データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者」の具体的な定義については、厚生労働省において、本年4月目途に明確化	加入者の健康維持等に向けた保険者の取組の進捗状況を評価	—	データヘルス計画策定の全保険者(2017年度)	毎年度	10~12月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各保険者に照会

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 国民の行動変容

KPI	KPIの定義、測定の方法	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者	「指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者」の具体的な定義については、本年6月頃に明確化	加入者の健康維持等に向けた保険者の取組の進捗状況を評価	—	データヘルス計画策定の全保険者(2017年度)	毎年度	10～12月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各保険者に照会
健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数	「健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業」の具体的な定義については、日本健康会議のものと健康経営500社WGにおいて、本年4月目途に明確化	社員の健康維持等に向けた企業の取組の進捗状況を評価	—	500社	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	健康経営500社WGでの議論を踏まえ決定
協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数	「協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業」の具体的な定義については、日本健康会議のものと中小1万社健康宣言WGにおいて、本年4月目途に明確化	社員の健康維持等に向けた企業の取組の進捗状況を評価	—	1万社	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	中小1万社健康宣言WGでの議論を踏まえ決定

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 国民の行動変容

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数	「保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者」の具体的な定義については、日本健康会議の民間事業者活用WGにおいて、本年4月目途に明確化	保険者によるデータヘルスの効果的な実施を支えるインフラの整備状況を確認	—	100社	毎年度	7月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が全保険者を対象に、ヘルスケア事業者の活用状況を確認する調査を実施
各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況	「健康維持率」「生活習慣病の重症疾患の発症率」「服薬管理率」の具体的な定義については、本年6月頃に明確化	加入者の健康維持等に向けた保険者の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	10～12月頃 ※初期値の把握は2016年	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各保険者に照会

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 生活保護等

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
就労支援事業等の参加率 ※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討	保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者のうち、就労支援事業等(被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業、その他の就労支援事業をいう。以下同じ。)に参加した者の割合をもって測定	被保護者の就労の実現に向けた自治体の取組の進捗状況を評価	47.9% (2015年度目標値平均)	60% (2018年度まで)	毎年度	秋頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会
就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 ※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合をもって測定	被保護者の就労の実現に向けた自治体の取組の効果等を評価	44.5% (2015年度目標値平均)	50% (2018年度まで)	毎年度	秋頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会
「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合) ※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討	「その他の世帯」(高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。以下同じ。)のうち、就労者のいる世帯の割合をもって測定	被保護者の就労の実現に向けた自治体の取組の効果等を評価	34.3% (2014年度)	45% (2018年度まで)	毎年度	夏頃	前年7月末日時点の数値を把握	厚生労働省	被保護者調査(厚生労働省)
就労支援事業等を通じた脱却率	就労支援事業等に参加した者のうち、就労又は収入の増加により、生活保護が廃止となった者の割合をもって測定	被保護者の就労の実現に向けた自治体の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	秋頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会

社会保障

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群: 生活保護等

KPI	KPIの定義、測定の方法	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
就労支援事業等の自治体ごとの取組状況	以下の事項の都道府県別等の状況 ①保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者のうち、就労支援事業等に参加した者の割合 ②就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	被保護者の就労の実現に向けた自治体の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	秋頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会
「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況	以下の事項の都道府県別等の状況 ①「その他の世帯」のうち、就労者のいる世帯の割合 ②「その他の世帯」の廃止理由のうち収入の増加により生活保護が廃止となった世帯の割合	被保護者の就労の実現に向けた自治体の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	①夏頃 ②12月頃	①前年7月末日時点の数値把握 ②前年度の数値を把握	厚生労働省	被保護者調査(厚生労働省)
医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率	後発医薬品の使用割合が75%に達していない自治体のうち、計画を策定した自治体数の割合をもって測定	医療扶助の適正化に向けた自治体の取組の進捗状況を評価	—	100% (2016年4月末)	毎年度	夏頃	当年度の数値について、策定期限である4月末から早期に把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会
頻回受診対策を実施する自治体	頻回受診にかかる指導対象者(主治医訪問等の結果、適正受診日を超える受診日数であることが判明した者をいう。以下同じ。)がいる自治体のうち、適正受診指導を実施している自治体数の割合をもって測定	医療扶助の適正化に向けた自治体の取組の進捗状況を評価	—	100% (2016年4月末)	毎年度	夏頃	当年度の数値について、策定期限である4月末から早期に把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会

社会保障

重要課題:医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群:生活保護等

KPI	KPIの定義、測定の方法	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
生活保護受給者の後発医薬品の使用割合	以下の算定式により測定 後発医薬品の使用割合＝ 後発医薬品の数量／(後発 医薬品のある先発医薬品の 数量＋後発医薬品の数量)	医療扶助の適正化に 向けた自治体の取組 の効果等を評価	63.8% (2015年6月審査 分)	75% (2017年央ま で) ※2017年央 において、医 療全体の目 標の達成時 期の決定状 況等を踏ま え、80%以 上とする時 期について、 2018年度と することを基 本として、具 体的に決定 する。	毎年度	1月頃	当年度6月 審査分の 数値を把 握	厚生労 働省	医療扶助実 態調査(厚 生労働省)
頻回受診者に対する適正 受診指導による改善者数割 合	頻回受診にかかる指導対象 者のうち、ケースワーカー等 の適正受診指導により頻回 受診が改善した者の数の割 合をもって測定	医療扶助の適正化に 向けた自治体の取組 の効果等を評価	現在の対策の対 象者範囲では 46.0%(2013年度)	目標値につ いては、指 導の対象者 の範囲等を 再検討し、 2016年度に 決定	毎年度	秋頃	前年度の 数値を把 握	厚生労 働省	厚生労働省 が各都道府 県等を通し て照会
生活保護受給者一人当たり 医療扶助の地域差	生活保護受給者一人当たり 医療扶助の地域差を見える 化していく	医療扶助の適正化 (地域差の是正)に 向けた自治体の取組 の効果等を評価	—	見える化	毎年度	検討中	検討中	厚生労 働省	医療扶助実 態調査(厚 生労働省)

社会保障

重要課題:医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群:生活保護等

KPI	KPIの定義、測定の方法	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	主担当府省庁	KPIの把握手段
後発医薬品の使用割合の地域差	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(都道府県別等)	医療扶助の適正化(地域差の是正)に向けた自治体の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	1月頃	当年度6月審査分の数値を把握	厚生労働省	医療扶助実態調査(厚生労働省)
自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 ※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIIについて2016年度に再検討	自立相談支援機関に生活困窮者からの相談があったことをもって新規相談件数として測定	生活困窮者自立支援制度の着実な推進に係る自治体の取組の進捗状況の評価	—	40万件(2018年度まで)	毎年度	5~6月頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会
自立生活のためのプラン作成件数 ※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIIについて2016年度に再検討	支援調整会議でプラン作成を決定した件数をもって測定	生活困窮者自立支援制度の着実な推進に係る自治体の取組の進捗状況の評価	—	年間新規相談件数の50%(2018年度まで)	毎年度	5~6月頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会
自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数 ※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIIについて2016年度に再検討	プラン作成に至った件数のうち、プランに就労支援が盛り込まれた者の数をもって測定	生活困窮者自立支援制度の着実な推進に係る自治体の取組の進捗状況の評価	—	プラン作成件数の60%(2018年度まで)	毎年度	5~6月頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会

社会保障

重要課題:医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

施策群:生活保護等

KPI	KPIの定義、測定の考え方	進捗管理、評価・点検の視点	計画開始時の数値(時点)	目標数値(達成時期)	数値の把握頻度	数値の把握時期	速報性	担当府省庁	KPIの把握手段
就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 ※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIIについて2016年度に再検討	就労支援プラン対象者(プランに就労支援が盛り込まれた者)のうち、就労した者及び就労により収入が増加した者の割合をもって測定	生活困窮者自立支援制度の着実な推進に係る自治体の取組の効果等を評価	—	45% (2018年度まで)	毎年度	5～6月頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会
生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果	自立相談支援機関で受け付けた相談のうち、①プラン作成支援により就労した者、増収した者、②プランを作成せず他機関につないだ後に就労した者、増収した者として測定	生活困窮者自立支援制度の着実な推進に係る自治体の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	5～6月頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会
生活困窮者自立支援制度の任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況	都道府県における、以下5つの事業の実施割合をもって測定 ・就労準備支援事業 ・家計相談支援事業 ・一時生活支援事業 ・子どもの学習支援事業 ・生活保護受給者等就労自立促進事業	生活困窮者自立支援制度の着実な推進に係る自治体の取組の効果等を評価	—	見える化	毎年度	5～6月頃	前年度の数値を把握	厚生労働省	厚生労働省が各都道府県等を通して照会

※生活保護制度や生活困窮者自立支援制度関係の一部のKPIIについては、必要なデータを収集した上で、2016年度に再検討することとされている。このため、
 ・生活保護制度については、「①就労支援事業等に参加していない者の就労・求職活動等の状況」、「②同事業等の参加者の就労・増収に向けたステップアップの状況」を、
 ・生活困窮者自立支援制度については、「①プラン作成を通じた継続的支援を経ずに他機関へのつなぎや情報提供等を行っている相談対応の実態」、「②就労・増収に向けたステップアップの状況」を、
 それぞれ新たに把握することとした。